

厚生科学審議会臨床研究部会において受ける報告について（令和２年２月２０日臨床研究部会長決定）

標記について、厚生科学審議会臨床研究部会運営細則（平成２９年８月２日臨床研究部会長決定）第９条の規定に基づき、以下のとおり定める。

臨床研究部会（以下「部会」という。）において報告を受ける場合には、各委員が書面による報告を受けた後、部会長の判断により、当該報告をもって部会が報告を受けたものとするすることができる。